

I. 工事概要

1. 工事名称	R 2 宮織 城ノ内高等学校 徳・北田宮 1 北教室棟防水改修工事
2. 工事場所	徳島県徳島市北田宮1丁目9-30
3. 敷地面積	
4. 工事種目	工事内容：屋上防水改修 改修部分面積：1,519m ²
5. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投業に影響するような騒音・振動が発生する工事は、基本的に土曜日、祝日及び長期休暇に行うこと。 ・工事工程については事前に学校・監督員との調整の上決定する。 ・工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せを行うものとする。 ・工事着手前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡をして適切な処理をすること。 ・本工事に支障ある植栽は場外移植として仮撤去をし、工事後復元し移植する。 ・階段廻りの改修工事は、長期休暇期間に行うものとする。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成13.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に10日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられていない・義務付けられていない)。 ・警備員は、延10人(昼10人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

項目	特記事項
② 工事関係図書	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
③ 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのフームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(フームの格納忘れを防止(警報)する装置、フームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。

項目	特記事項																																																
	<p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリートガラ(有筋)</th> <th>金属(処分)</th> <th>ガラス・陶磁器くず</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(有)吉野川ポンプ(中間処分)</td> <td>(株)旭金属×優良認定業者</td> <td>(株)フケル</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>徳島市応神町真丸方字北野1-2</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>徳島市上八町田中1148番地</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>徳島市応神町真丸方字西中洲49-1</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>徳島市上八町田中1148番地</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>5.1</td> <td>6.8</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>1,000円/t</td> <td>0</td> <td>4,000円/t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>木材</th> <th>廃プラ</th> <th>石膏ボード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(有)徳島興産×優良認定業者</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先</td> <td>徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地の地先</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先</td> <td>徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地の地先</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>8.3</td> <td>12.2</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>10,000円/t</td> <td>22,700円/t</td> <td>22,700円/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の提示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1 週間とする。切り回し時期については、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査しあれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体時に、照明器具及びトランス内連相コンデンサのPGBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p>	種類	コンクリートガラ(有筋)	金属(処分)	ガラス・陶磁器くず	処分許可業者の会社名	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	(株)旭金属×優良認定業者	(株)フケル	所在地	徳島市応神町真丸方字北野1-2	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地	処分地の所在地	徳島市応神町真丸方字西中洲49-1	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地	運搬距離(km)	5.1	6.8	11.2	処分費(円)	1,000円/t	0	4,000円/t	種類	木材	廃プラ	石膏ボード	処分許可業者の会社名	(有)徳島興産×優良認定業者	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	所在地	徳島市津田海岸町2番90号	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地の地先	処分地の所在地	徳島市津田海岸町2番90号	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地の地先	運搬距離(km)	8.3	12.2	12.2	処分費(円)	10,000円/t	22,700円/t	22,700円/t
種類	コンクリートガラ(有筋)	金属(処分)	ガラス・陶磁器くず																																														
処分許可業者の会社名	(有)吉野川ポンプ(中間処分)	(株)旭金属×優良認定業者	(株)フケル																																														
所在地	徳島市応神町真丸方字北野1-2	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地																																														
処分地の所在地	徳島市応神町真丸方字西中洲49-1	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地																																														
運搬距離(km)	5.1	6.8	11.2																																														
処分費(円)	1,000円/t	0	4,000円/t																																														
種類	木材	廃プラ	石膏ボード																																														
処分許可業者の会社名	(有)徳島興産×優良認定業者	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)																																														
所在地	徳島市津田海岸町2番90号	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地の地先																																														
処分地の所在地	徳島市津田海岸町2番90号	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地の地先																																														
運搬距離(km)	8.3	12.2	12.2																																														
処分費(円)	10,000円/t	22,700円/t	22,700円/t																																														
⑤ 施工調査																																																	
⑥ 材料・製品等																																																	

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 2 宮織 城ノ内高等学校 徳・北田宮 1 北教室棟屋上防水改修工事	●図面番号 特-01	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級 09047号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第 61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 NON	

項目	特記事項
	<p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書等との関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>
⑦ 化学物質を発生する建築材料等	
⑧ 施工	

項目	特記事項																													
⑧ 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 </td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4→A3→A2(原図版)) ・ 工事写真(写真帳1部(・着事前・竣工)、電子データ2部) ・ 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・ 保全に関する資料 <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式でCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・まらぬ)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																												
防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 																												
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																												
3千万円未満	—	1回																												
3千万円以上5千万円未満	—	2回																												
5千万円以上1億円未満	1回	2回																												
1億円以上	2回	3回																												
区 分	サイ ズ																													
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
⑨ 設計変更箇所確認																														
⑩ 工事検査及び技術検査																														
⑪ 完成図等																														

項目	特記事項
⑫ 火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALLS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>
13. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	

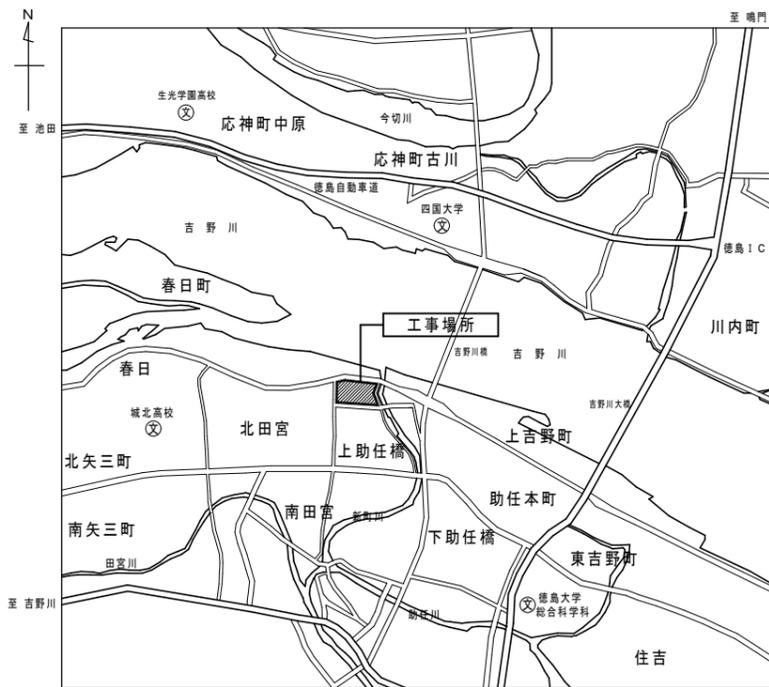
2章 改修仮設工事		特記事項
項目		
10. 仮設トイレの洋式化		<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>

3章 防水改修工事		特記事項																																															
項目																																																	
① 一般事項		<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、(○上屋シート養生・下階天井養生・その他())とする。</p>																																															
② 改修工法の種類及び工程		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="3">工 法</th> </tr> <tr> <th>S4S工法</th> <th>S3S工法</th> <th>L4X工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>屋上①、②</td> <td>屋根①、屋上③</td> <td>天井④天端、 屋上取合い天端、機械台</td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td>---</td> <td>○</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。</p> <p>◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(1.5×10×30)とする。</p> <p>◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎ルーフトレインの端部から(500mm・300mm)の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。</p> <p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。</p>	工 程	工 法			S4S工法	S3S工法	L4X工法	施工箇所	屋上①、②	屋根①、屋上③	天井④天端、 屋上取合い天端、機械台	1 既存保護層(立上り部等)撤去等	---	---	---	2 既存保護層(平場)撤去等	---	---	---	3 既存断熱層撤去等	---	---	---	4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○	○	---	5 既存防水層(平場)撤去等	---	○	---	6 既存下地の補修及び処置	○	○	○	7 防水層の新設	○	○	○	8 断熱材の新設	---	---	---	9 保護層の新設	---	---	---
工 程	工 法																																																
	S4S工法	S3S工法	L4X工法																																														
施工箇所	屋上①、②	屋根①、屋上③	天井④天端、 屋上取合い天端、機械台																																														
1 既存保護層(立上り部等)撤去等	---	---	---																																														
2 既存保護層(平場)撤去等	---	---	---																																														
3 既存断熱層撤去等	---	---	---																																														
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○	○	---																																														
5 既存防水層(平場)撤去等	---	○	---																																														
6 既存下地の補修及び処置	○	○	○																																														
7 防水層の新設	○	○	○																																														
8 断熱材の新設	---	---	---																																														
9 保護層の新設	---	---	---																																														
③ 既存下地の補修材料																																																	
④ ルーフドレイン廻りの処理																																																	
⑤ 既存下地の補修及び処置																																																	

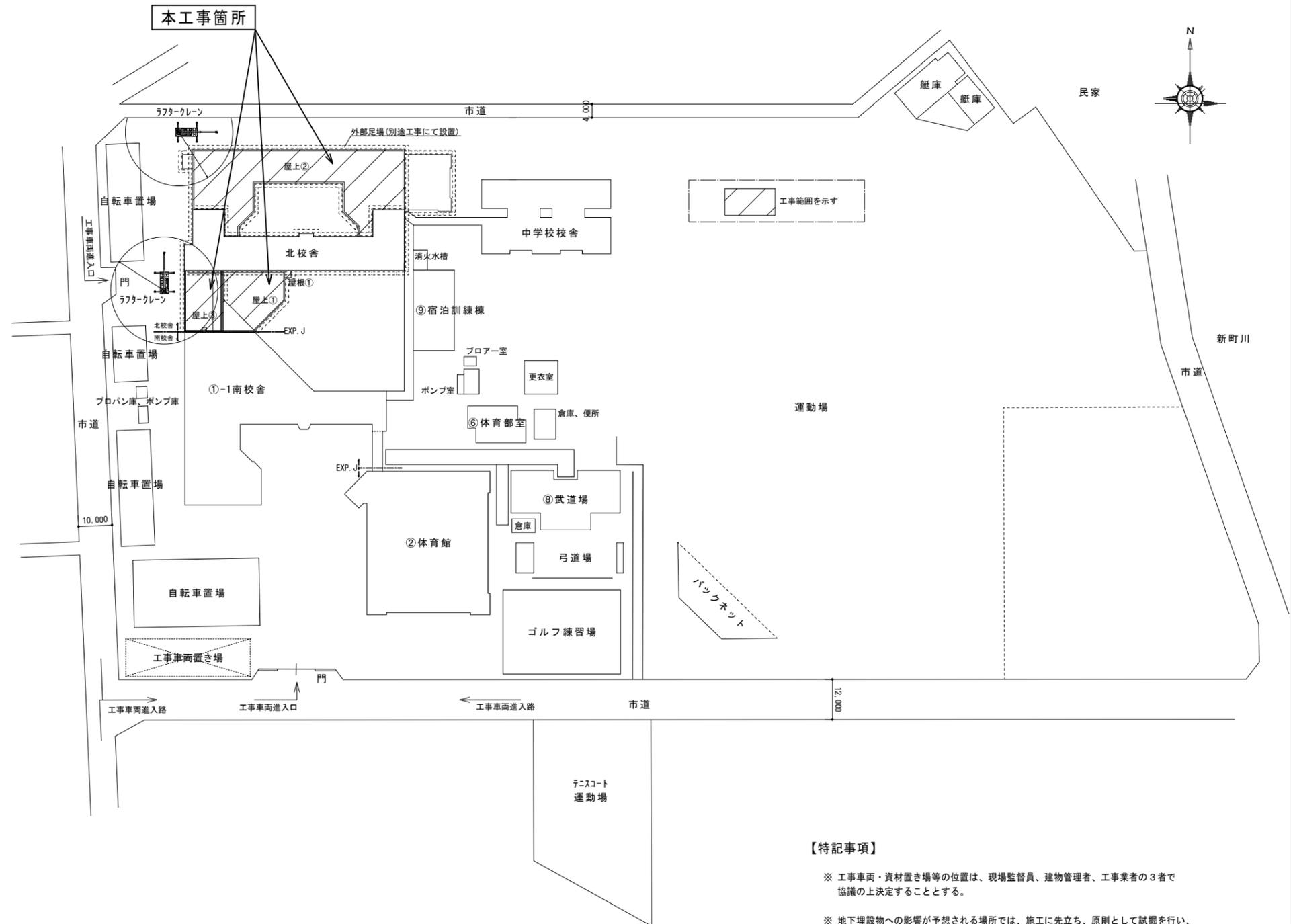
	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 宮内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事	●図面番号 特-02	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級 90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		●図面名 建築改修工事仕様書(2)	●縮尺 NON	

項目	特記事項																																																																																																																																																																				
⑥ 合成高分子系ルーフィングシート防水	<p>◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">シート</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">POS</td> <td>S-F1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-F2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M3</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S3S</td> <td>S-F1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-F2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>2.0 mm</td> <td>屋根①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>1.5 mm</td> <td>屋上③</td> <td>屋上(立上り)接着工法 7777防水層保護層(既存のまま)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S4S</td> <td>S-M1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>1.5 mm</td> <td>屋上①、②</td> <td>屋上(立上り)接着工法</td> </tr> <tr> <td>S-M3</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">POS1 S3S1 S4S1 M4S1</td> <td>SI-F1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-F2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-M1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-M2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-M3</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P1S</td> <td>S-C1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>○建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速$V_0=(36)$ m/s 地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)</p> <p>◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。</p> <p>◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎固定金具 材質(ステンレス鋼板) 形状寸法(円盤)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>S-M2</th> <th>S-F2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地処理</td> <td colspan="2">標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り</td> </tr> <tr> <td>平場接着法</td> <td>固定金具</td> <td>接着剤塗布</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増張</td> <td>立上り部等 出隅入隅部</td> <td>ルーフィングシート 施工後成型役物張付け</td> <td>S-M2と同じ</td> </tr> <tr> <td>ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">重部</td> <td>平場</td> <td>縦横40mm以上</td> <td>縦横40mm以上</td> </tr> <tr> <td>立上りと平場</td> <td>40mm以上</td> <td>40mm以上</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>熱融着又は溶剤溶着</td> <td>熱融着又は溶剤溶着</td> </tr> <tr> <td>接合端部</td> <td>紐状又は液状シール</td> <td>紐状又は液状シール</td> </tr> <tr> <td>立上り・立下り部 の末端部処理</td> <td colspan="2">端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ塗料</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎脱気装置の仕様：50~100㎡以内に1個とする。</p> <p>◎ルーフトレインの材質規格：改修用ドレン(塩ビ製)(ドレンキャップ共)</p> <p>◎工法：L4X工法 種別：X-2</p> <p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <p>◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗料等は主材料製造所の指定製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">POX</td> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">L4X</td> <td>X-1</td> <td rowspan="2">ルーフト天端、屋上取合い天端、機械台</td> <td rowspan="2">主材料製造所の指定製品 (グレー色)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P1Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P2Y</td> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p>	工法	種別	シート		施工箇所	備考	種類	厚さ	POS	S-F1		mm			S-F2		mm			S-M1		mm			S-M2		mm			S-M3		mm			S3S	S-F1		mm			S-F2	塩化ビニル樹脂系	2.0 mm	屋根①		S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	屋上③	屋上(立上り)接着工法 7777防水層保護層(既存のまま)	S4S	S-M1		mm			S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	屋上①、②	屋上(立上り)接着工法	S-M3		mm			POS1 S3S1 S4S1 M4S1	SI-F1		mm			SI-F2		mm			SI-M1		mm			SI-M2		mm			SI-M3		mm			P1S	S-C1		mm			区分	S-M2	S-F2	下地処理	標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り		平場接着法	固定金具	接着剤塗布	増張	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成型役物張付け	S-M2と同じ	ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部			重部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上	立上りと平場	40mm以上	40mm以上	接合部	熱融着又は溶剤溶着	熱融着又は溶剤溶着	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール	立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。		仕上げ塗料			工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	POX	X-1				X-2				L4X	X-1	ルーフト天端、屋上取合い天端、機械台	主材料製造所の指定製品 (グレー色)		X-2		P1Y	Y-2				P2Y	Y-2			
工法	種別			シート				施工箇所	備考																																																																																																																																																												
		種類	厚さ																																																																																																																																																																		
POS	S-F1		mm																																																																																																																																																																		
	S-F2		mm																																																																																																																																																																		
	S-M1		mm																																																																																																																																																																		
	S-M2		mm																																																																																																																																																																		
	S-M3		mm																																																																																																																																																																		
S3S	S-F1		mm																																																																																																																																																																		
	S-F2	塩化ビニル樹脂系	2.0 mm	屋根①																																																																																																																																																																	
	S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	屋上③	屋上(立上り)接着工法 7777防水層保護層(既存のまま)																																																																																																																																																																
S4S	S-M1		mm																																																																																																																																																																		
	S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	屋上①、②	屋上(立上り)接着工法																																																																																																																																																																
	S-M3		mm																																																																																																																																																																		
POS1 S3S1 S4S1 M4S1	SI-F1		mm																																																																																																																																																																		
	SI-F2		mm																																																																																																																																																																		
	SI-M1		mm																																																																																																																																																																		
	SI-M2		mm																																																																																																																																																																		
	SI-M3		mm																																																																																																																																																																		
P1S	S-C1		mm																																																																																																																																																																		
区分	S-M2	S-F2																																																																																																																																																																			
下地処理	標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り																																																																																																																																																																				
平場接着法	固定金具	接着剤塗布																																																																																																																																																																			
増張	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成型役物張付け	S-M2と同じ																																																																																																																																																																		
	ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部																																																																																																																																																																				
重部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上																																																																																																																																																																		
	立上りと平場	40mm以上	40mm以上																																																																																																																																																																		
	接合部	熱融着又は溶剤溶着	熱融着又は溶剤溶着																																																																																																																																																																		
	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール																																																																																																																																																																		
立上り・立下り部 の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。																																																																																																																																																																				
仕上げ塗料																																																																																																																																																																					
工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																																																																																																																																																																	
POX	X-1																																																																																																																																																																				
	X-2																																																																																																																																																																				
L4X	X-1	ルーフト天端、屋上取合い天端、機械台	主材料製造所の指定製品 (グレー色)																																																																																																																																																																		
	X-2																																																																																																																																																																				
P1Y	Y-2																																																																																																																																																																				
P2Y	Y-2																																																																																																																																																																				
⑦ 塗膜防水																																																																																																																																																																					
⑧ シーリング																																																																																																																																																																					

項目	特記事項														
⑨ 防水保証	<p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を行(・行) (○行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(○簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>押さえ金物取付部</td> <td>再充填</td> <td>10*10</td> <td>簡易</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・⑩)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン	撤去	押さえ金物取付部	再充填	10*10	簡易
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験									
MS-2	変成シリコーン	撤去	押さえ金物取付部	再充填	10*10	簡易									



附近見取図

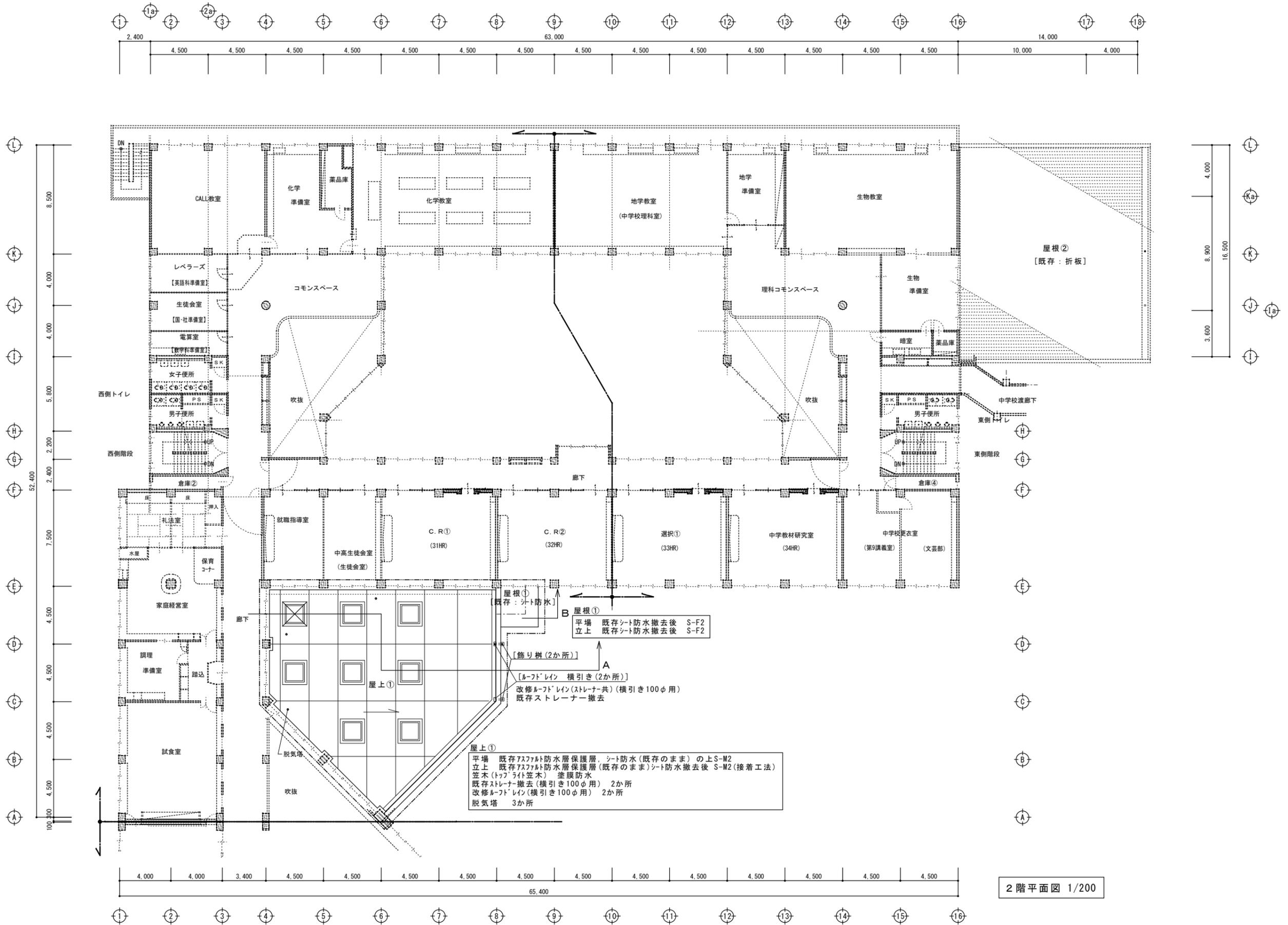


配置図 S=1/1000

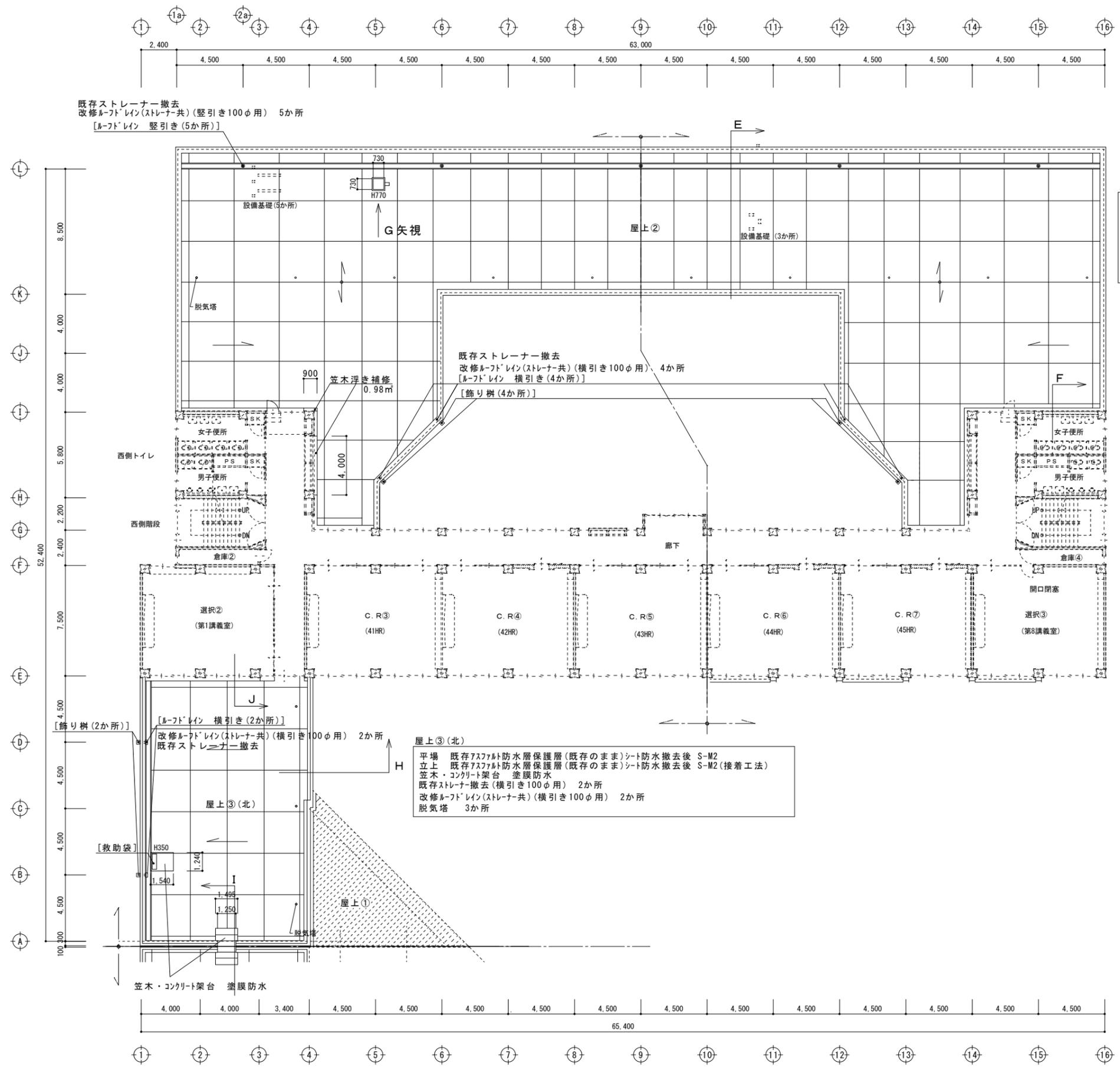
【特記事項】

- ※ 工事車両・資材置き場等の位置は、現場監督員、建物管理者、工事業者の3者で協議の上決定することとする。
- ※ 地下埋設物の影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- ※ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ※ 外部足場については、別途工事にて設置するが、必要に応じて変更対応とする。

徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R2 宮崎 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事 ●図面名 附近見取図・配置図 仮設計画参考図	●図面番号 A-01 ●縮尺 A2=1/1000 A3=71%	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級00947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
-------------	--	---------------------------------------	--



徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事 ●図面名 2階平面図(防水改修) 屋上①屋根①	●図面番号 A-02 ●縮尺 A2=1/200 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYAYA 会社 管理建築士 1級0947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)
------------	---	--------------------------------------	---



屋上②

平場 既存シート防水(既存のまま)の上 S-M2
 立上 既存シート防水撤去後 S-M2(接着工法)
 笠木・コンクリート架台 塗膜防水
 既存ストレーナー撤去(横引き100φ用) 4か所
 改修ルーフレイン(ストレーナー共)(横引き100φ用) 4か所
 既存ストレーナー撤去(縦引き100φ用) 5か所
 改修ルーフレイン(ストレーナー共)(縦引き100φ用) 5か所
 脱気塔 10か所

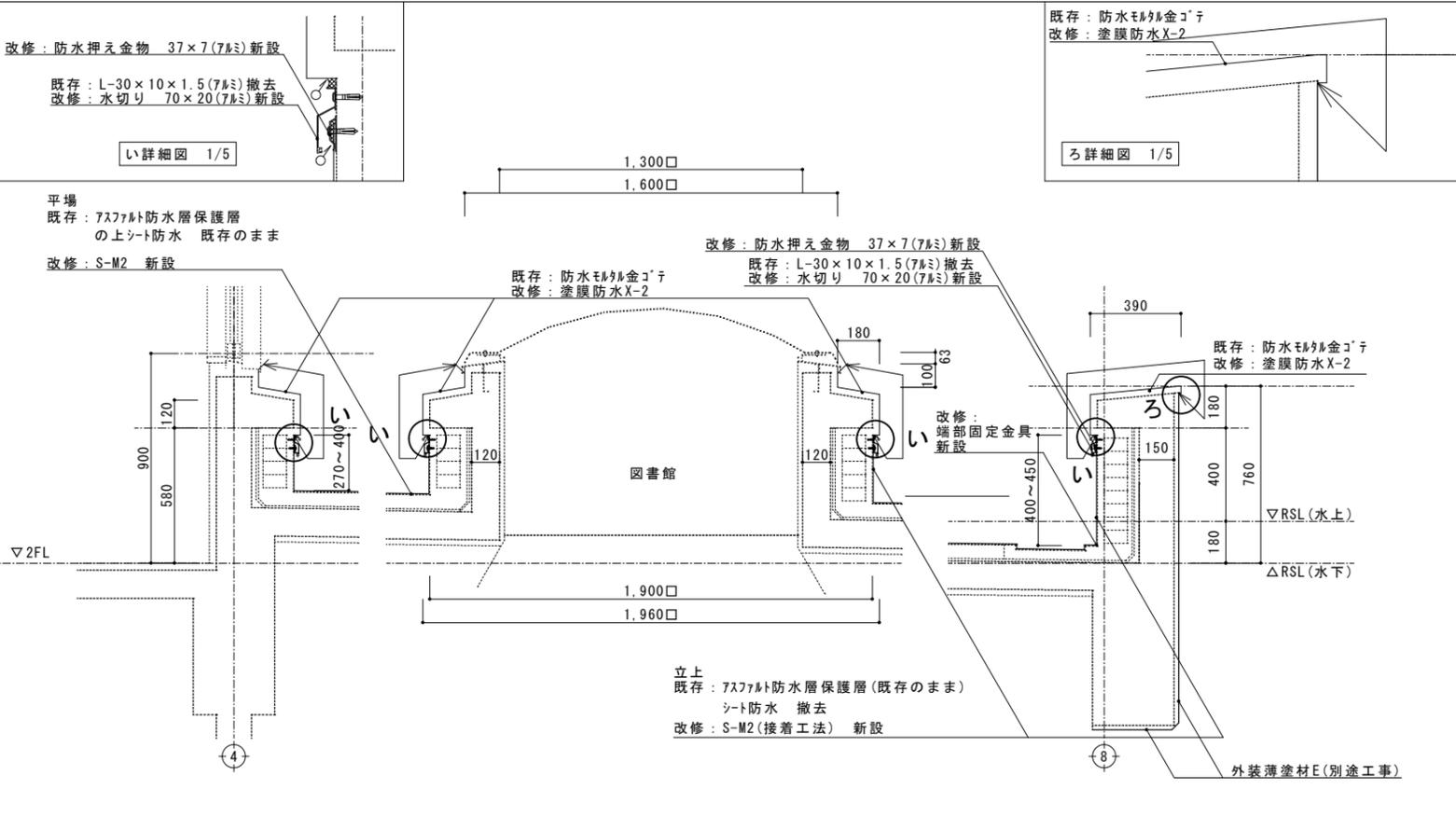
屋上③(北)

平場 既存アスファルト防水層保護層(既存のまま)シート防水撤去後 S-M2
 立上 既存アスファルト防水層保護層(既存のまま)シート防水撤去後 S-M2(接着工法)
 笠木・コンクリート架台 塗膜防水
 既存ストレーナー撤去(横引き100φ用) 2か所
 改修ルーフレイン(ストレーナー共)(横引き100φ用) 2か所
 脱気塔 3か所

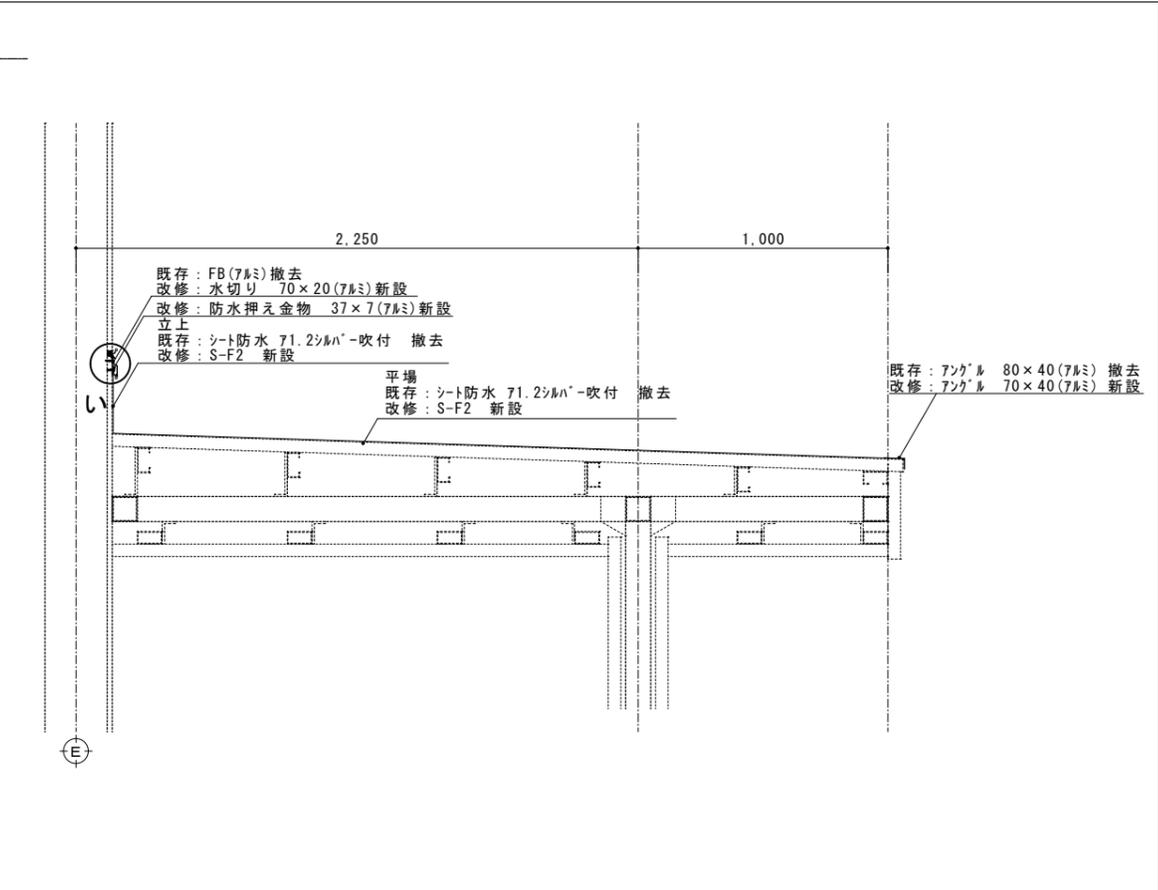
3階平面図 1/200

徳島県土木整備部営繕課	●工事名	R2 営繕 城内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事	●図面番号	A-03	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級00947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)
	●図面名	3階平面図(防水改修) 屋上②屋上③	●縮尺	A2=1/200 A3=71%	

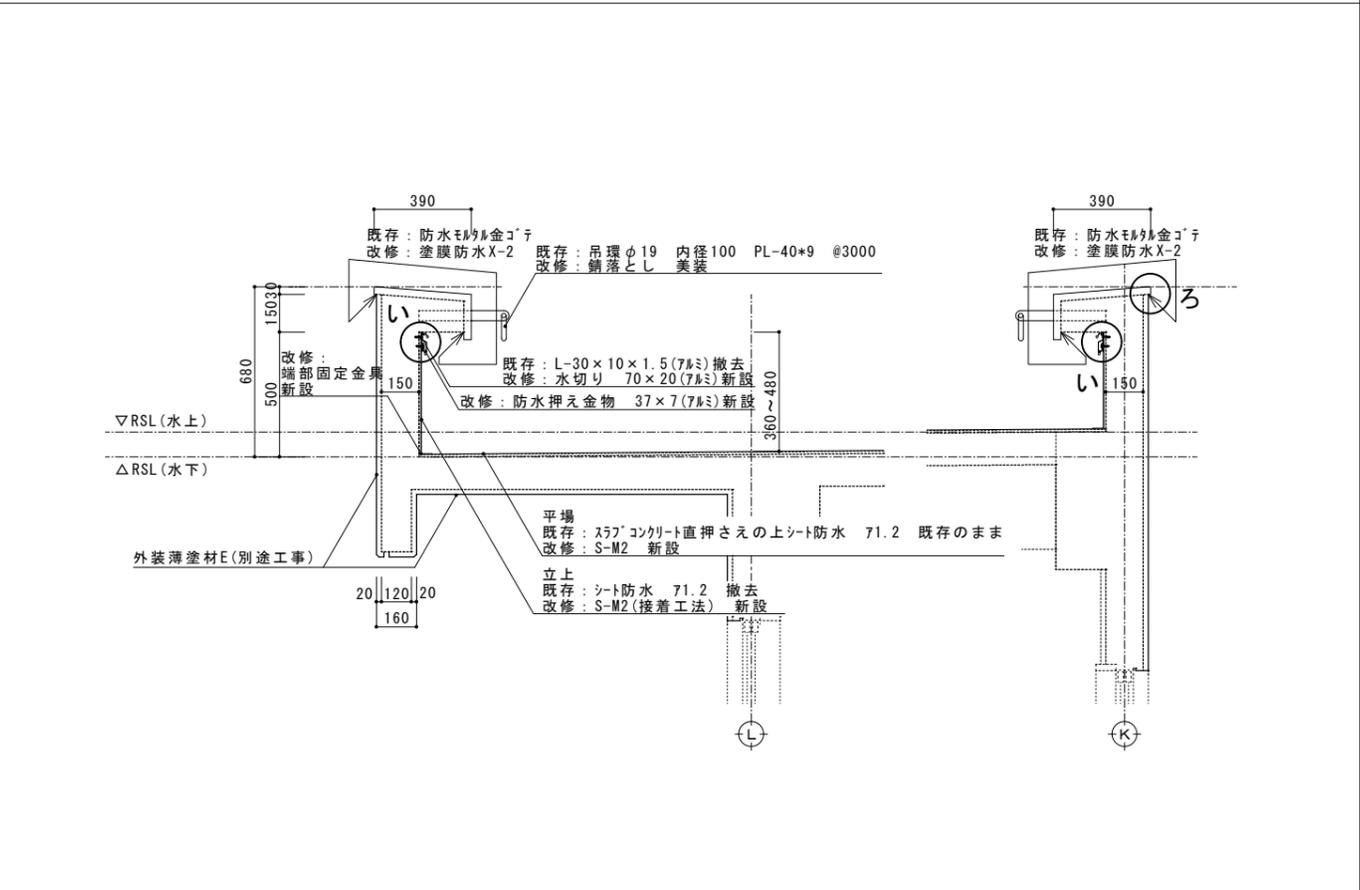
A 詳細図 屋上① 1/20



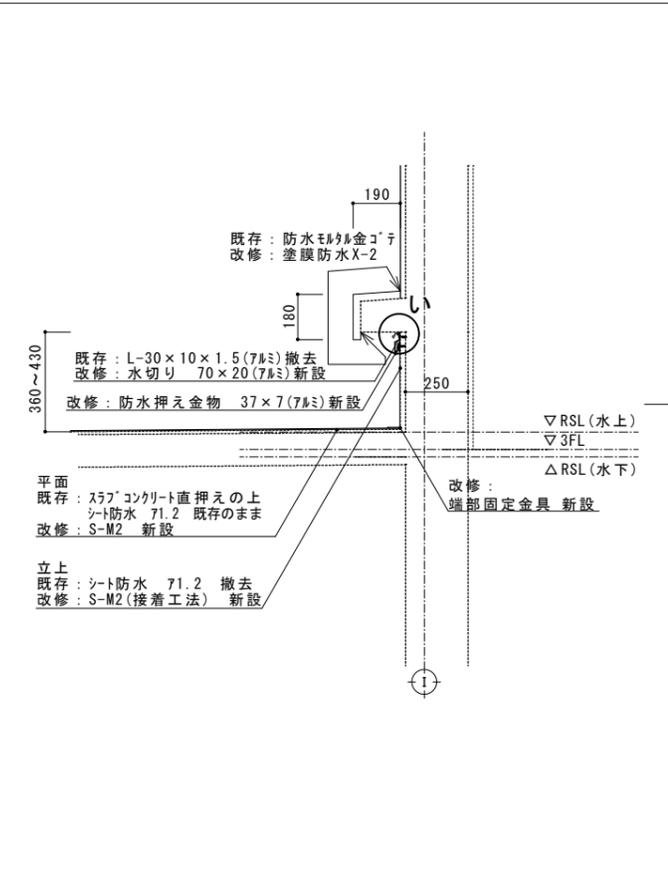
B 詳細図 屋根① 1/20



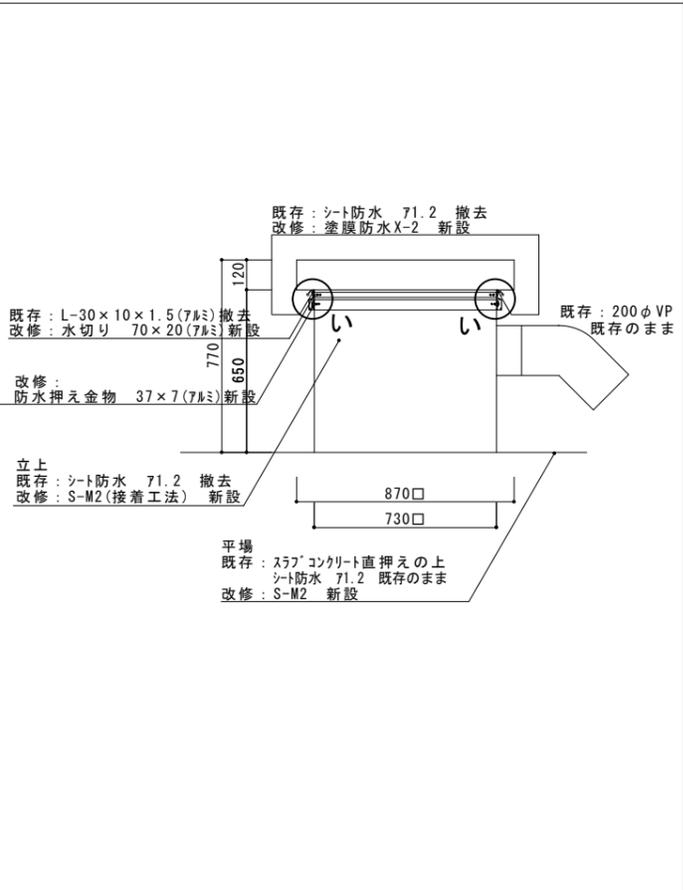
E 詳細図 屋上② 1/20

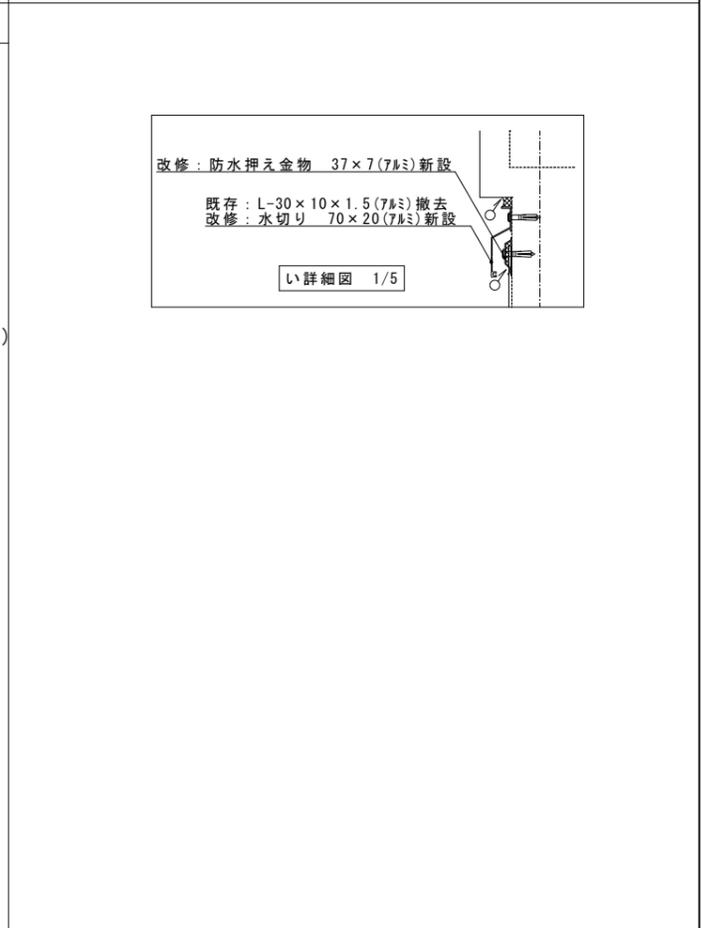
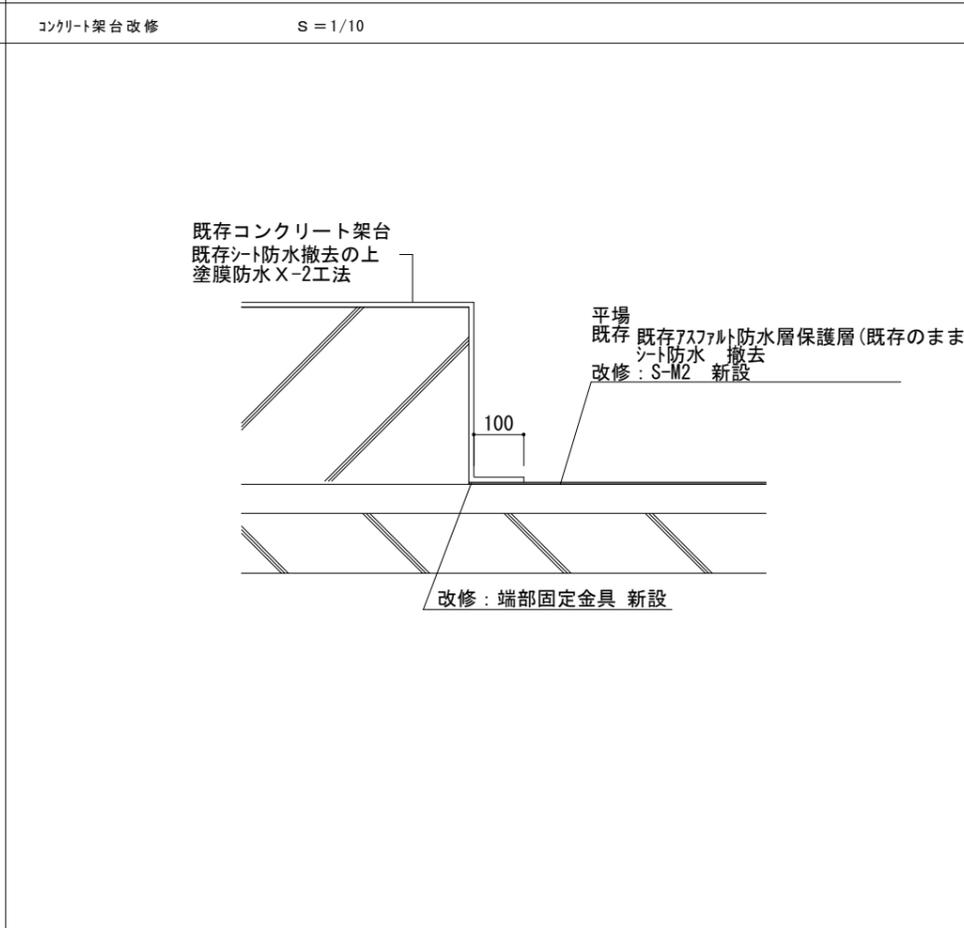
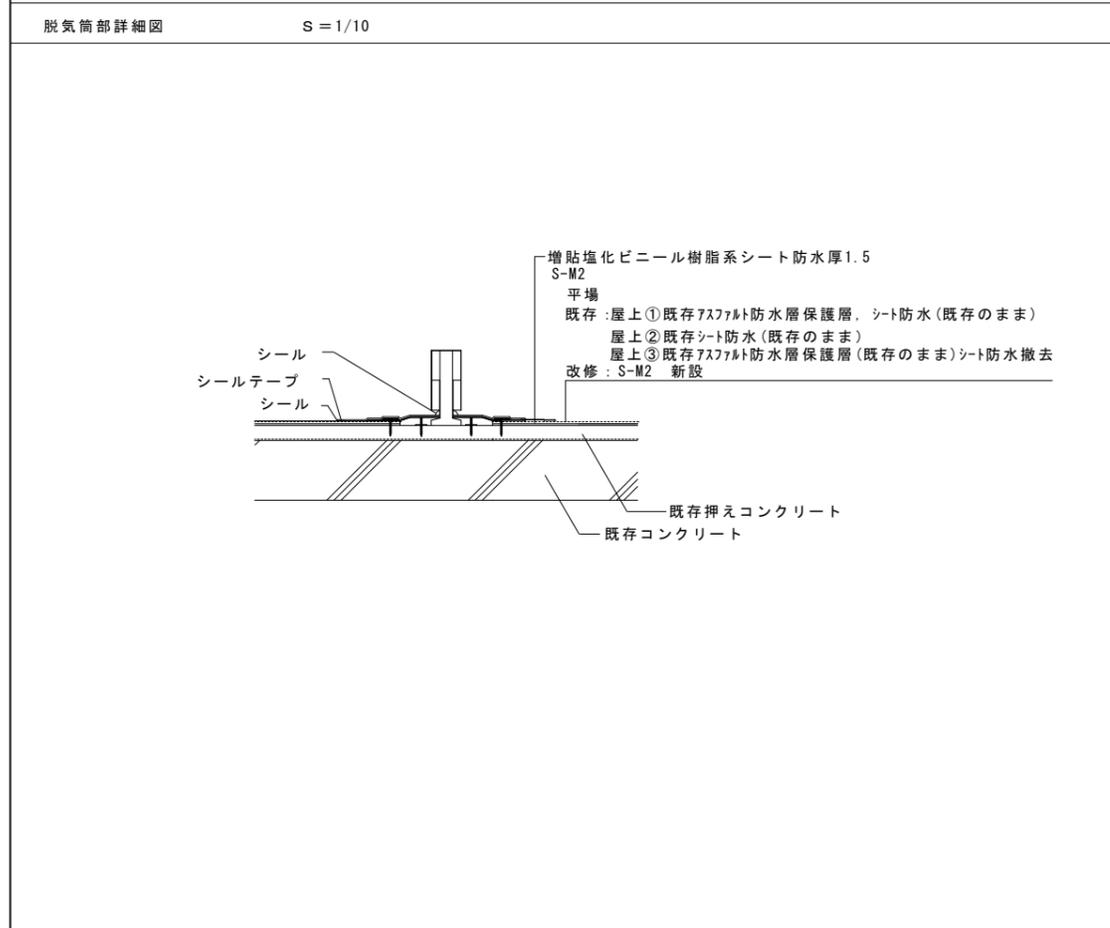
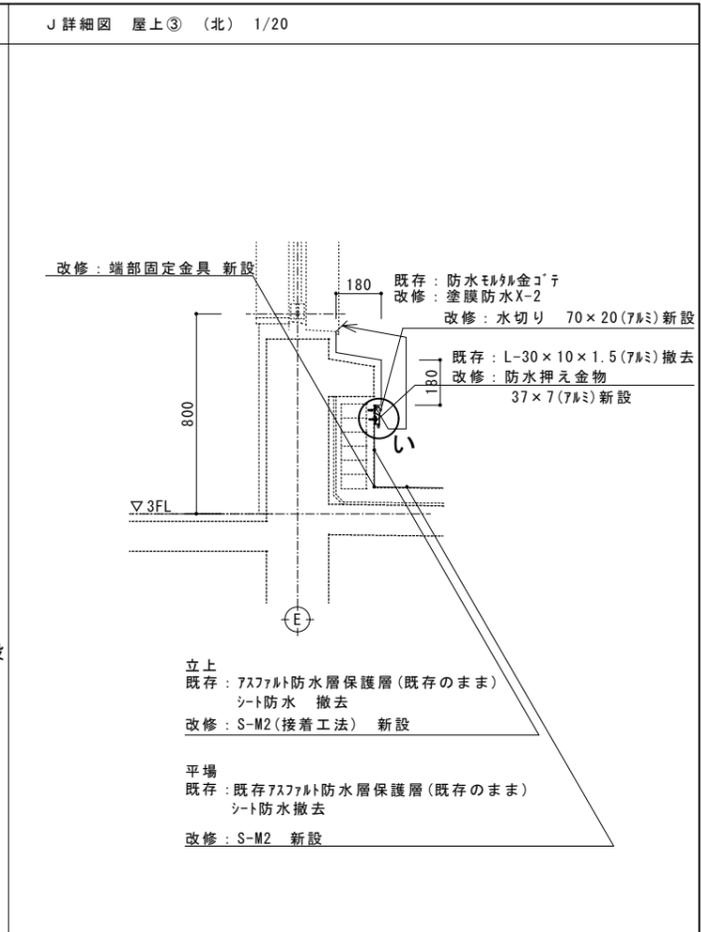
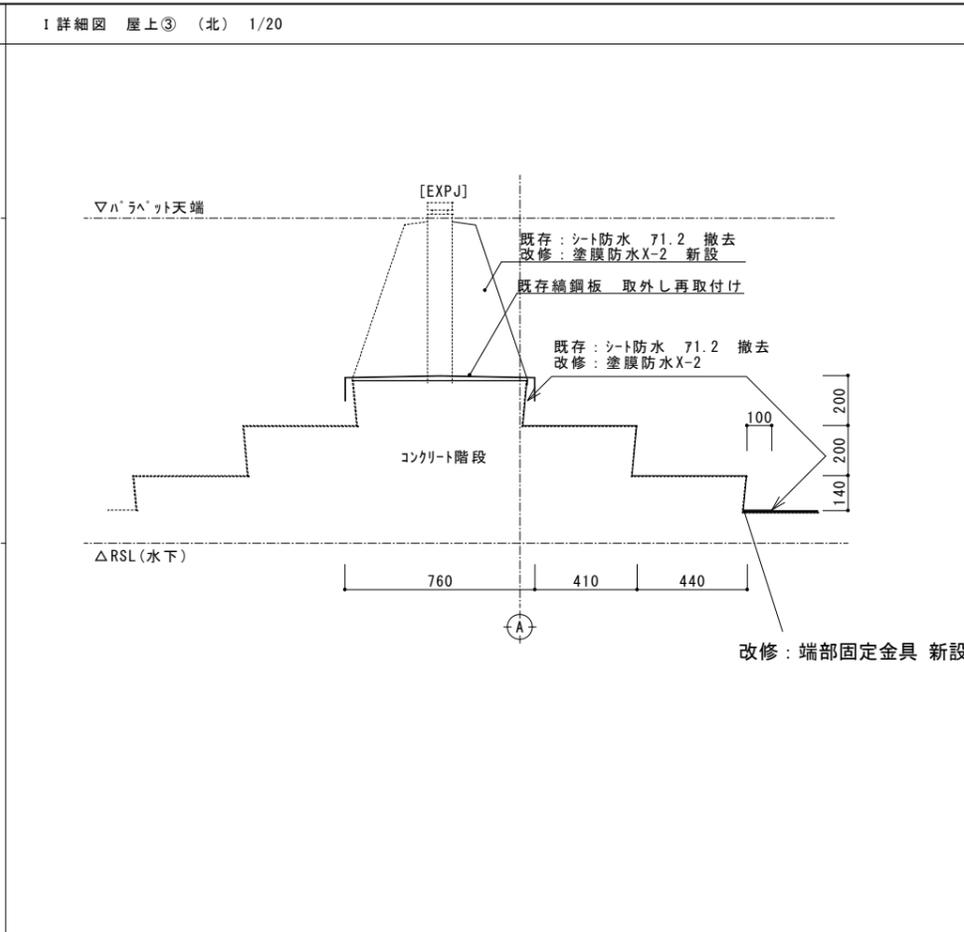
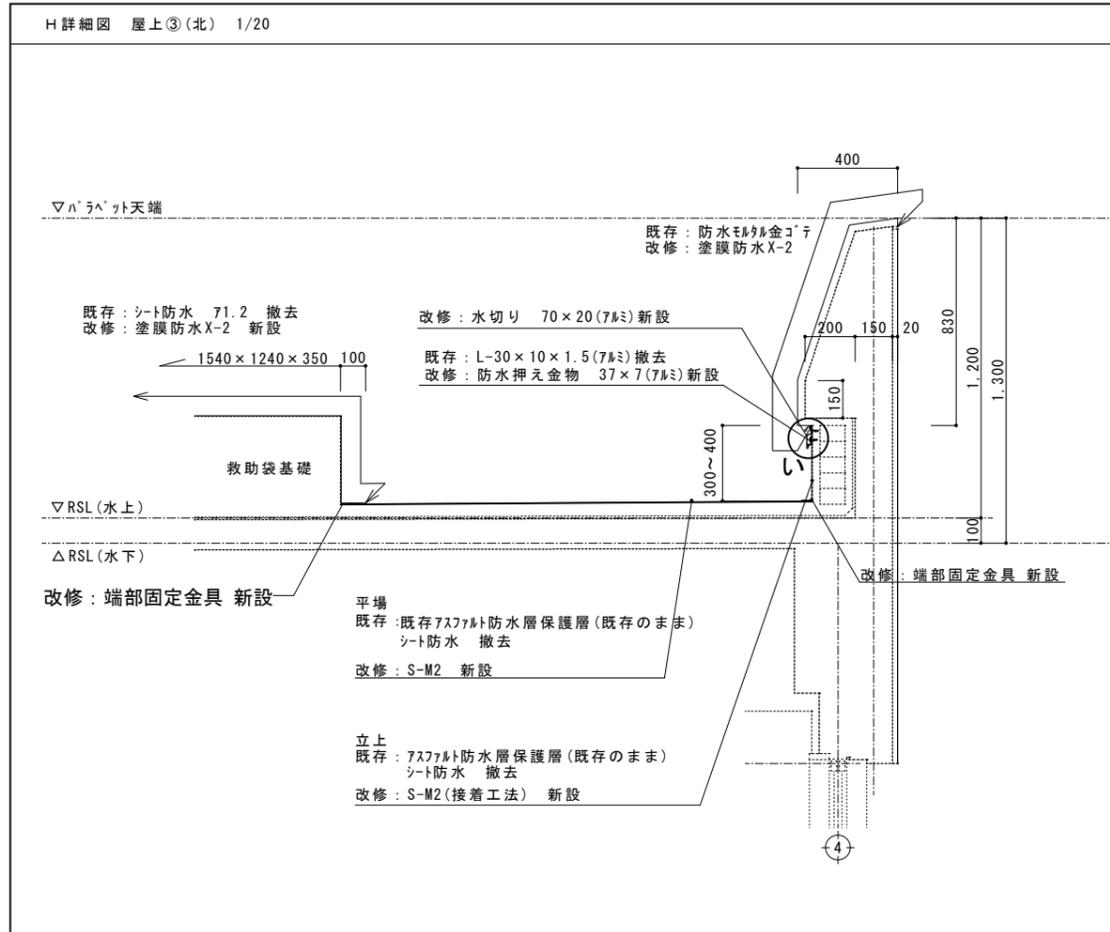


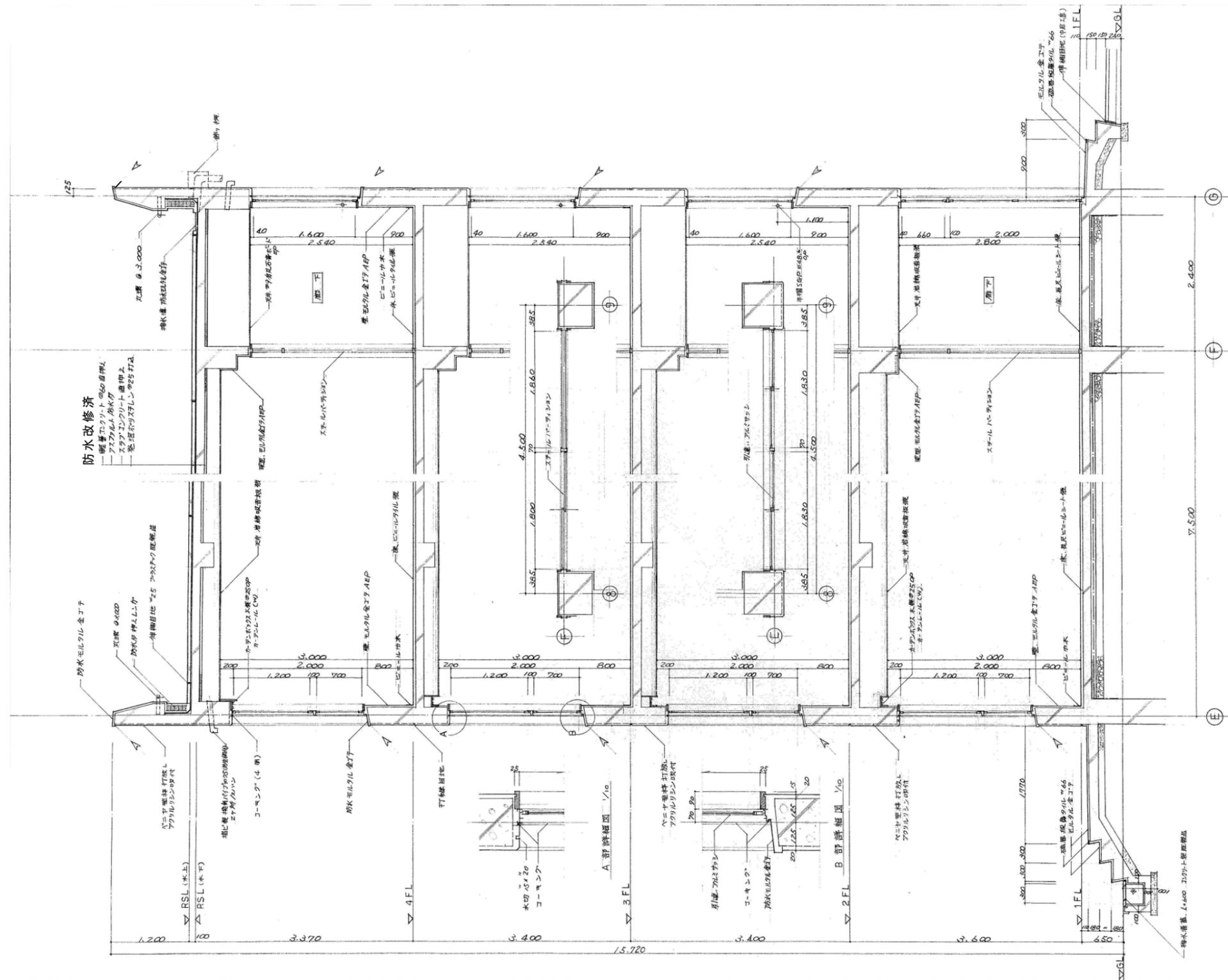
F 詳細図 屋上② 1/20



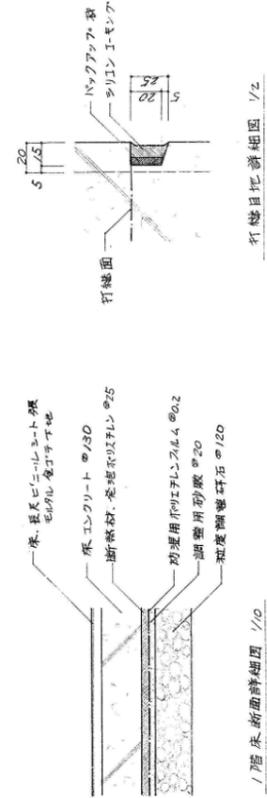
G 矢視 屋上② 1/20







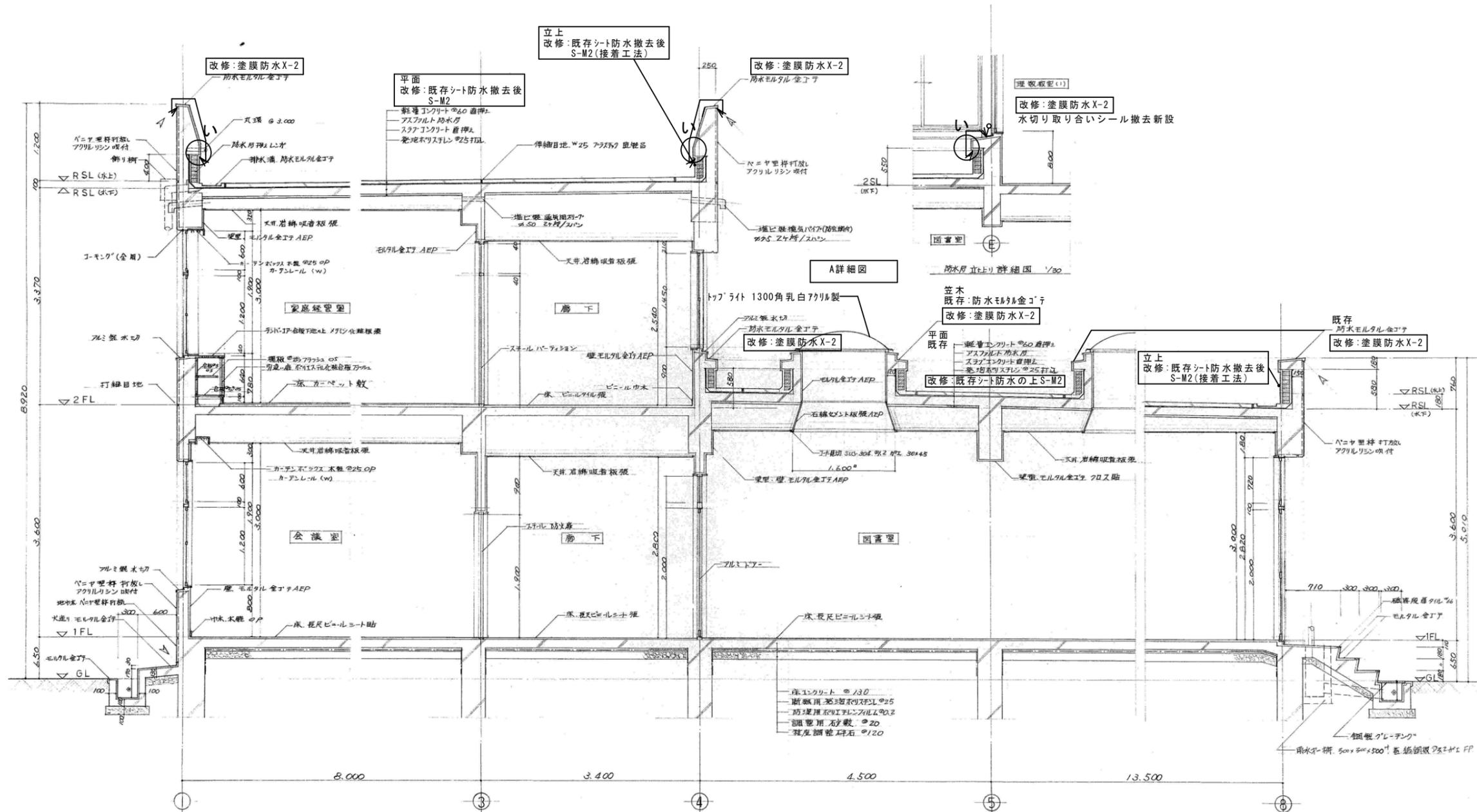
備考
 1. Aは仕上材の見切位置を示す
 2. ※の寸法は平面図に依る



徳島県土木整備部西条課	●工事名	R2宮前 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事	●図面番号	A-06	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	●図面名	矩計図(1)	●縮尺	A2=1/50 A3=71%	

改修：防水押え金物 37×7(7#)新設
 既存：L-30×10×1.5(7#)撤去
 改修：水切り 70×20(7#)新設

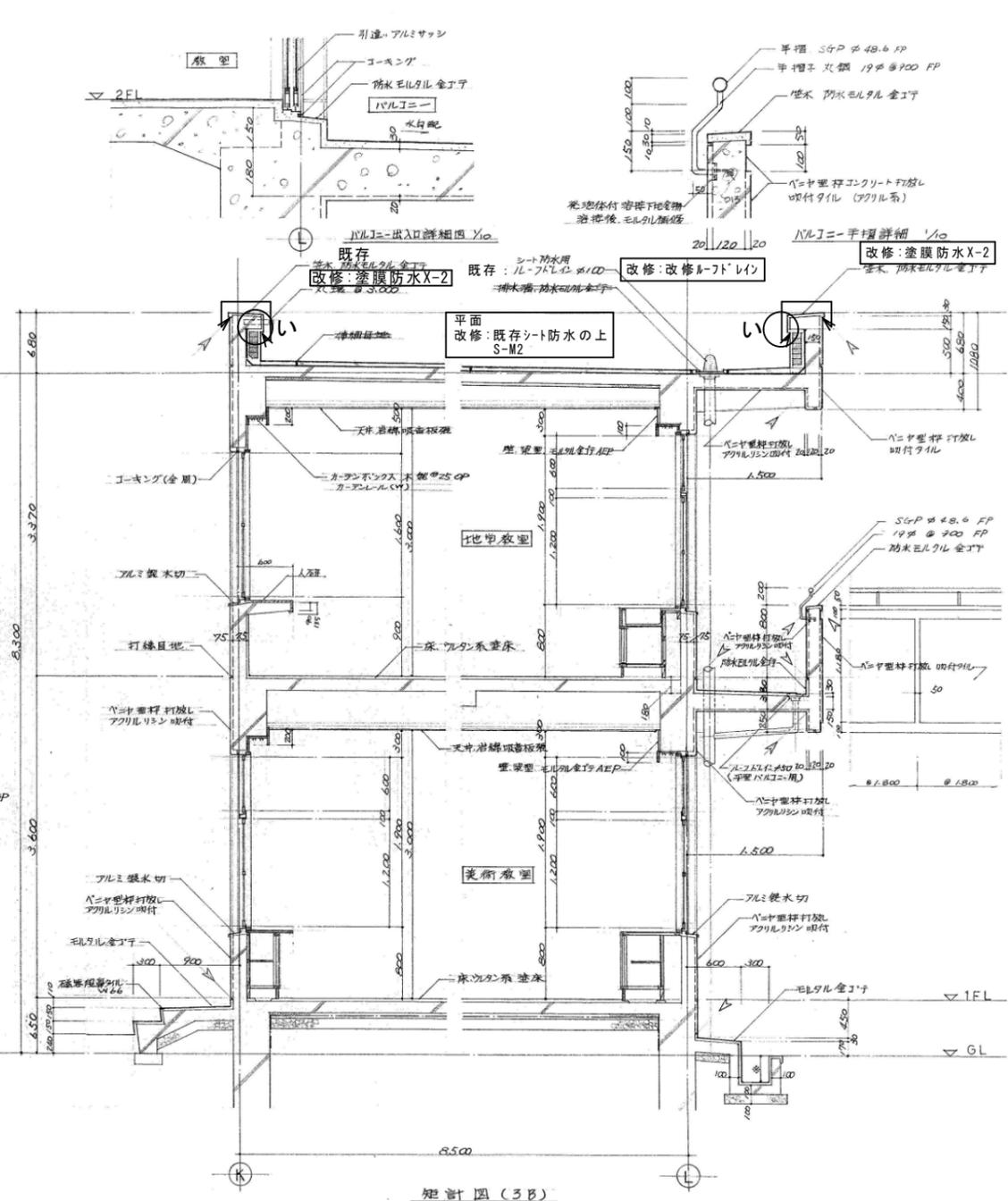
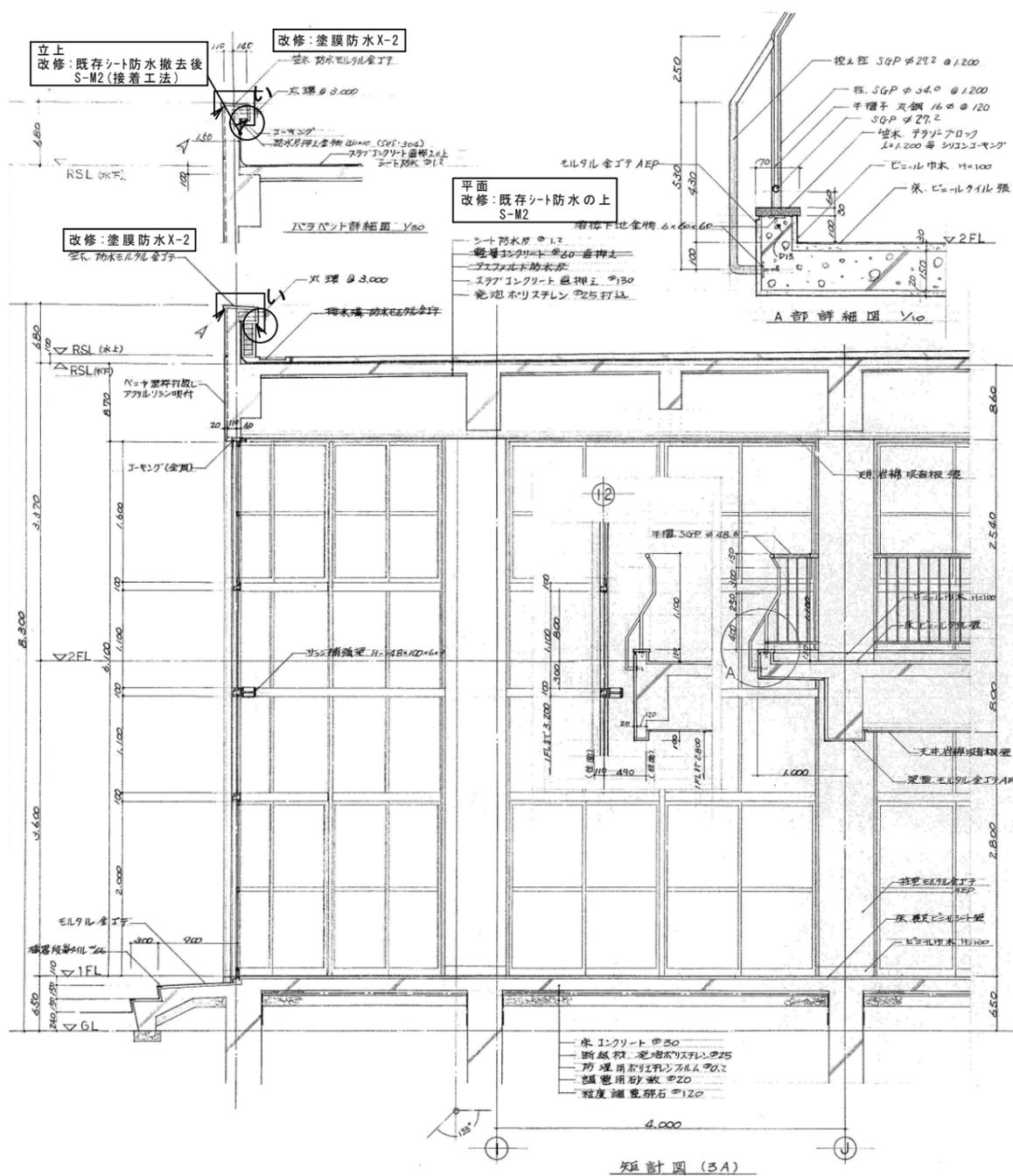
い詳細図 1/5



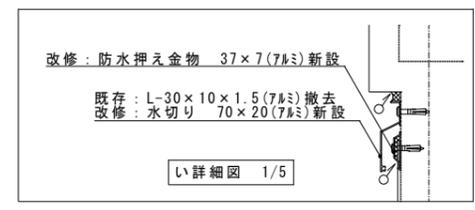
備考
 1. △ は仕上材の見切位置を示す
 2. ※ の深さ寸法は平面図に依る

改修箇所

徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R2 宮脇 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-07	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)
	●図面名 矩計図(2)	●縮尺 A2=1/50 A3=71%	



- 備考
1. A口位上材の見切位置を採す
 2. ※の深さ寸法は平面図に依る
 3. 内部の各部見立根拠は特記無き限りOPに依る



改修箇所

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 城内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-08	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	●図面名 短計図(3)	●縮尺 A2=1/50 A3=71%	